

令和4年12月度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年12月26日(月) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員(13名)

1番 鈴木伸一	2番 赤石忠秋	3番 石原郷士
4番 岩崎十三江	5番 大澤恵美子	6番 櫻井正彦
7番 清水照夫	8番 関口裕	9番 田村範行
10番 深澤良朗	11番 星野邦夫	12番 星野文雄
13番 小林利信		

5. 欠席した農業委員(0名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員(12名)

1番 新井巖雄	2番 石原茂樹	3番 岩崎俊明
4番 大塚孝一	5番 奥澤孝太郎	7番 尾澤勝
8番 金子昇	9番 小林和弘	10番 武裕士
11番 田中由郎	12番 長澤修一	13番 星野健一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員(1名)

6番 小倉正範

8. 出席した事務局職員(4名)

事務局長 福島重美	事務局長補佐 森田憲一
主査 関口典子	主任 古郷真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和4年12月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、ございません。また、遅れてくる委員もございません。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和4年12月26日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和4年12月26日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7番：清水 照夫委員」と「8番：関口 裕 委員」の両名をお願いいたします。

#### 議案第1号

会 長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号4番  
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)  
番号1番。畑作を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。  
番号2番。現在、水稻を中心とした農業を営んでいますが、申請地を譲り受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。  
番号3番。現在、柿を中心とした農業を営んでいますが、申請地を買い受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。  
番号4番。現在、野菜等を中心とした農業を営んでいますが、経営規模を拡大して経営の合理化を図るため、申請地を買い受けたく申請するもの。  
以上、4件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

#### 番号1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

## 議案第2号

会 長

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

始めに、2ページの番号1番から番号3番を説明します。

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。現在、現住所に居住していますが、申請地を買い受け、住宅の敷地を拡張したく申請するもの。大間々用水土地改良区第10工区。阿左美750-16宅地326.26㎡計400.26㎡と一体利用。

番号2番。申請地は表土に小石等の混入があるが、地下には良好な砂利層があるため、申請地を借り受け、土地を掘削して砂利を採取したく申請するもの。一時転用期間は令和4年12月27日～令和5年11月24日。阿左美1811-1畑2,647㎡外2筆計2,881㎡と一体利用。風致地区該当。

番号3番。現在、現住所に居住していますが、申請地を買い受け、住宅の敷地を拡張したく申請するもの。久宮283-11宅地180.07㎡計244.07㎡と一体利用。以上、3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

## 番号1番

会 長

番号1番の案件について、笠懸3区の担当委員よりご説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の1番をご覧ください。〇〇を〇〇に向かって南下します。200メートルほど南下しますと魚屋さんがあります。そこを右折します。400メートルほど進むと右側に〇〇があります。信号からさらに30メートルほど進みまして左折します。左手側が申請地です。雑草が少し生えておりますが、周囲は住宅に囲まれておりまして、特段問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。
- 番号 2 番  
会 長 番号 2 番について、笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。
- 3 番委員 3 番、石原です。地図の 2 番をご覧ください。前回の総会で審議していただいた案件です。前回申請が漏れてしまったとのことで今回追加審議することとなりました。慎重審議をお願いします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。
- 番号 3 番  
会 長 番号 3 番の案件について、笠懸 6 区の担当委員より説明をお願いします。
- 7 番委員 7 番、清水です。地図の 3 番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇を右折し 1 キロメートルほど進みます。夏頃に〇〇の案件を審議したと思いますが、その少し先の路地を左側に入っていった住宅街の突き当たりが申請地です。屋敷の南側は全面が畑となっていますが周囲は住宅も多く何ら問題はないと思います。慎重審議お願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局 3ページの番号4番から番号8番を説明します。

番号4番から番号8番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。現在、建設業を営んでいますが、申請地を借り受け、仮設事務所、駐車場、倉庫及び資材置場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和4年10月1日～令和5年7月31日。始末書添付。

番号5番。現在、市外にて居住していますが、妻の父より申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。

番号6番。現在、市外にて居住していますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第11工区。

番号7番。現在、市内にて不動産業を営んでいますが、交通の便が良く閑静で住宅地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅用地として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号8番。現在、市外にて建築設計建設業を営んでいますが、交通の便が良く住環境として適した申請地を買い受け、建売住宅用地として利用したく申請するもの。大間々450-6宅地831.9㎡計1,017.9㎡と一体利用。

以上5件の審議について、よろしく願いいたします。

#### 番号4番

会 長 番号4番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。  
番号4番について、笠8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の4番をご覧ください。申請地は〇〇から〇〇へ向かう途中です。300メートルほど進むと十字路があります。十字路の南側で〇〇という会社が工事を行っています。一時転用のため工事が終わり次第、現状復旧する見込みです。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

#### 番号5番

会長 番号5番について、現地調査を行った大澤委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、大澤です。地図の5番をご覧ください。〇〇を南へ下ります。〇〇を越えて150メートルほど進んだ左手側が申請地となります。4区画に別れてまして、周囲は住宅も多く、特段問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

#### 番号6番

- 会 長 番号6番について、現地調査を行った大澤委員より説明をお願いします。
- 5番委員 5番、大澤です。地図の6番をご覧ください。地図の5番の申請地の隣接地です。慎重審議をお願いします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事 務 局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。
- 番号7番
- 会 長 番号7番について、笠10区の担当委員より説明をお願いします。
- 4番委員 4番、岩崎です。地図の7番をご覧ください。〇〇を西へ進みます。〇〇を過ぎると〇〇に当たります。住宅街の始まりから300メートルほど進んだ左手側が申請地となります。住宅として利用するのに価値のある土地かと思えます。よろしくお願いします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事 務 局 申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。
- 会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)



会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

#### 番号8番

会 長 番号8番について、大13区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、星野です。地図の8番をご覧ください。〇〇のまっすぐ東側が申請地となります。〇〇から東へ向かいます。〇〇を越えます。越えて少し進むと信号のある十字路があります。そこを右折します。15メートルほど進み路地を右へ入ります。さらに20メートルほど進んだ左手側が申請地です。現地を確認したところ綺麗になっていました。問題無いと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号8番について採決をいたします。番号8番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号8番の申請は可決いたします。

事務局 4ページの番号9番から番号11番を説明します。  
番号9番。現在、市外にて土木工事業を営んでいますが、業務の多角化と再生可能エネルギーの普及に寄与したく、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。始末書添付。

番号10番。現在、市外にてフロン回収装置製造販売・太陽光発電事業を営んでいますが、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。

番号11番。現在、市外にて太陽光事業を営んでいますが、日当たりが良い申請地

を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。  
以上3件の審議について、よろしく願いいたします。

番号9番

会 長

番号9番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。  
番号9番について、大15区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の9番をご覧ください。〇〇を渡って〇〇へ向かいます。  
1キロメートルほど進みます。〇〇を左へ700～800メートルほど進みます。しばらく進むと〇〇というお寺が見えてきますが、その200メートルほど手前を左に入ります。200メートルほど進んだ右手側が申請地です。父から相続してから放置していた農地の様です。何ら問題無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局

農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

番号10番

会 長

番号10番について、東5区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、関口です。地図の10番をご覧ください。〇〇より3キロメートルほど進むと〇〇があります。そこから100メートルほど進んだ道路の左手側の畑が申請地となります。草刈りはしてあり、管理されているようです。特に問題ないと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

ます。

事務局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

#### 番号11番

会長 番号11番について、東4区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、関口です。地図の11番をご覧ください。〇〇より〇〇へ約4キロメートル進みますと〇〇に入ります。〇〇を過ぎて20メートルほど進み、左へ入ります。さらに20メートルほど進んだ左手側が申請地となります。1メートルぐらいの高さの枯れ草が生えています。周囲に杭が打ってありました。慎重審議をお願いします。

会長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号11番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号11番について採決をいたします。番号11番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号11番の申請は可決いたします。

議案第3号

- 会 長 日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 今回は新規設定が14件、再設定が5件ございます。はじめに、新規設定から説明します。  
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)
- 事 務 局 新規設定14件の地積合計は、14,056㎡となります。  
以上14件の審議について、よろしくお願いたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号14番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号14番について採決をいたします。番号1番から番号14番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番、番号10番、番号11番、番号12番、番号13番、番号14番は可決いたします。
- 事 務 局 再設定5件の地積合計は、12,134㎡となります。  
以上5件の審議について、よろしくお願いたします。
- 会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号5番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号5番について採決をいたします。番号1番から番号5番について可決することに異議はありませんか。
- (異議なし)
- 会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番は可決いたします。
- 会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和4年12月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和4年12月26日 午後2時20分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

7 番委員

.....

8 番委員

.....